

沼津市商店街共同施設設置費補助金交付要綱

昭和56年12月10日

告示第88号

(目的)

第1条 この要綱は、本市商店街において、商業団体が行う商店街共同施設の設置に要する経費の一部を補助することにより、商店街の近代化と環境の整備を促進し、商店街の振興を図ることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商業団体 商店街振興組合及び市長がこれに準ずると認めた団体をいう。

(2) 商店街共同施設 次に掲げる施設で、商業団体が設置するものをいう。

ア 街路灯施設（ネオン、アーチ、照明器具等を含む。）

イ カラー舗装歩道

ウ 日除け

エ 商店街客用駐車場

オ 商店街会館、展示場、集会場

カ その他市長が適当と認めた施設

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、商業団体が行う商店街共同施設の新設又は増改築等に要する経費（用地取得に係る経費は除く。）で、その額が50万円を超えるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助の対象経費から当該補助金以外の補助金、寄附金等を差引いた額（以下「設置費」という。）に次の各号に定める区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1億円以下の金額 30パーセント以内

(2) 1億円を超え、3億円までの部分の金額 10パーセント以内

(3) 3億円を超える部分の金額 その都度市長が定める率

2 前項の補助金の額の算定は、設置費の総額に対し行うものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする商業団体は、補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書の写し
- (4) 施設の図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条に基づく交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、必要な条件を付して補助金交付決定通知書(第2号様式)により商業団体に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 商業団体は、補助の対象となつた事業が完了したときは、速やかに実績報告書(第3号様式)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書又は決算見込書
- (2) 工事費支払領収書又は請求書の写し
- (3) 工事完成写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(第4号様式)により商業団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 商業団体は、補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金支払請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 商業団体は、前項の規定にかかわらず補助金の交付決定通知を受けた後、補助金(概算払・前金払)支払請求書(第6号様式)により概算払又は前金払の請求をすることができる。この場合において、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

(財産の処分制限)

第10条 補助金の交付を受けた商業団体は、補助事業により取得し、又は効用の増加

した不動産及びその従物並びに取得価格が10万円以上の動産については、市長の承認を得ないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 前項に規定する財産を市長の承認を受けて処分することにより収入があつたときは、市長は、その収入の全部又は一部を市に納付すべきことを命ずることができる。
(財産管理及び関係書類の保管)

第11条 補助金の交付を受けた商業団体は補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を事業の完了後においても善良な管理者の注意をもつて管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた商業団体は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行する。

付 則 (昭和61年3月12日告示第12号)

この告示は、公示の日から施行し、昭和60年度分の補助金から適用する。

付 則 (昭和62年11月21日告示第74号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(補助金の額に関する特例)

- 2 要綱第4条第1項第1号の規定にかかわらず、次の要件に適合する商業団体にあつては、当分の間、設置費900万円以下の部分について3分の2以内を補助するものとする。

- (1) 過去5年以内に静岡県中小企業高度化資金の貸付を受けていない商業団体であること。
- (2) 当該年度において、静岡県中小企業高度化資金の貸付対象商業団体でないこと。

付 則 (平成7年3月31日告示第48号)

- 1 この告示は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この告示施行の際、この告示による改正前の第1条及び第2条の各要綱の規定に基づいて作成された様式の内紙については、調製して使用することができる。

第 1 号様式

(第 5 条関係)

第 2 号様式

(第 6 条関係)

第 3 号様式

(第 7 条関係)

第 4 号様式

(第 8 条関係)

第 5 号様式

(第 9 条関係)

第 6 号様式

(第 9 条関係)